

# 長崎県公立大学法人教員選考及び昇任に関する規程

〔平成 17 年 11 月 16 日〕  
規 程 第 4 3 号

改正 平成 18 年 11 月 28 日規程第 13 号  
改正 平成 25 年 9 月 9 日規程第 24 号  
改正 平成 25 年 12 月 6 日規程第 30 号  
改正 平成 27 年 3 月 11 日規程第 62 号  
改正 平成 28 年 3 月 14 日規程第 29 号  
改正 令和 2 年 11 月 27 日規程第 57 号  
改正 令和 3 年 3 月 26 日規程第 77 号  
改正 令和 3 年 9 月 21 日規程第 86 号  
改正 令和 3 年 12 月 6 日規程第 111 号  
改正 令和 4 年 3 月 10 日規程第 4 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）における教員の選考及び昇任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 章 選考及び昇任の基準

### (選考及び昇任の基準)

第 2 条 法人における教員の選考及び昇任については、次条から第 6 条までに規定する資格のいずれかを有し、かつ、人格、学歴、職歴、教授能力、学会及び社会における活動並びに健康等につき、大学教員として適する者のうちから行うものとする。

### (教授の資格)

第 3 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和 28 年文部省第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

一部改正 [平成 18 年規程第 13 号]

### (准教授の資格)

第 4 条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

一部改正 [平成 18 年規程第 13 号]

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前2条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

一部改正 [平成 18 年規程第 13 号]

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

全部改正 [平成 18 年規程第 13 号]

### 第3章 選考及び昇任の手続

#### 第1節 採用

(採用の申出)

第7条 学長は、教員の採用の必要があると認めるときは、その旨を理事長に申し出るものとする。

(採用方針の決定)

第8条 理事長は、前条の申出を受けたときは、理事会の議を経て、当該申出に係る教員の採用方針を決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定に基づき、採用方針を決定したときは、その旨を学長に通知するものとする。

(採用手続の開始)

第9条 学長は、前条により、教員を採用する旨の方針が決定されたときは、採用の手続きを開始するものとする。

- 2 教員の採用は、公募により行うものとする。ただし、学長が公募により難しい特段の事情があると認めるときは、この限りではない。

一部改正 [平成 25 年規程第 30 号]

(教員選考委員会)

第10条 学長は、教員を採用しようとするときは、その都度、教員選考委員会を設置し、採用のための審査を行わせるとともに、その結果を報告させるものとする。

- 2 教員選考委員会は、応募者に係る研究業績、教育能力等を的確に把握するため、書類及び面接による審査のほか、必要に応じて研究発表等を行わせるものとする。
- 3 教員選考委員会は、審査の結果を学長に報告するにあたり、外部有識者2人の意見を聴かなければならない。ただし、学長が特に認めた場合は意見の聴取を省略することができる。
- 4 前項の外部有識者は、採用する分野又は専攻等に関連のある者の中から、学長が副学長と協議し指名するものとする。

一部改正 [令和4年規程第4号]

(教員選考委員会の構成)

第11条 教員選考委員会の委員数は5人とし、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 採用候補者の所属が予定される学部（以下この項において「当該学部」という。）の長
  - (2) 採用候補者の所属が予定される学科（以下この項において「当該学科」という。）の長
  - (3) 当該学科の教授（採用する職位が准教授の場合は准教授を、採用する職位が講師及び助教の場合は准教授及び講師を含む。）の中から当該学部の長の推薦に基づき学長が指名する者 2人（ただし、学部長が学科長を兼務する場合は3人）
  - (4) 当該学部における当該学科以外の学科（国際社会学部の教員選考における教員選考委員会の委員の場合は、当該学部以外の学部）の教授（採用する職位が准教授の場合は准教授を、採用する職位が講師及び助教の場合は、准教授及び講師を含む。）の中から当該学部の長の推薦に基づき学長が指名する者 1人
- 2 前項第1号及び第2号に規定する委員の退職が予定される場合、当該教員の担当する分野の選考委員会の委員に含まないものとし、その場合の委員は、当該学部の教授の中から当該学部の長の推薦に基づき学長が指名したものを充てるものとする。
  - 3 学長は、第1項第3号及び第4号の規定に基づき、委員を指名する際は、採用する専門分野と同一又はそれに近い専門分野を研究する教員の中から、当該学部の長の推薦に基づき決定するものとする。ただし、退職が予定される教員については、当該教員の担当する分野の選考委員に含まないものとする。
  - 4 前項の委員を推薦するにあたり、当該学部の長は、当該学部における学科の長の意見を聴くものとする。
  - 5 教員選考委員会の委員が、第9条第2項ただし書きに規定する場合又は第1項により難しい場合は、学長が指名する者5人で構成する。
  - 6 教員選考委員会の委員長は、委員の互選により選出するものとする。

一部改正 [平成18年規程第13号、平成25年規程第24号、第30号、平成28年規程第29号、令和3年規程第77号、令和3年規程第86号、令和3年規程第111号]

(教員選考委員会の運営)

第12条 教員選考委員会は、委員長が招集し、その議長となるものとする。

- 2 教員選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 教員選考委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

(教育研究評議会での審議)

第13条 学長は、第10条第1項の規定に基づき、教員選考委員会から審査結果の報告を受けたときは、当該報告を添付したうえで、教育研究評議会に採用候補者の選考について意見を求めるものとする。

- 2 教育研究評議会は、前項の求めを受けたときは、採用候補者の選考について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

一部改正 [平成27年規程第62号]

(学長の申出)

第14条 学長は、前条の規定により教育研究評議会から報告を受けたときは、採用候補者の選

考について決定し、理事長に申し出るものとする。

## 第2節 昇任

(昇任の申請)

第15条 昇任を希望する教員は、その旨を学部長を経由して学長に申請するものとする。

(昇任審査委員会)

第16条 学長は、前条の規定により教員から昇任の申請があったときは、その都度、昇任審査委員会を設置し、昇任に関する審査を行わせるとともに、その結果を報告させるものとする。

2 昇任審査委員会は、審査の結果を学長に報告するにあたり、外部有識者2人の意見を聴かなければならない。ただし、学長が特に認めた場合は意見の聴取を省略することができる。

3 前項の外部有識者は、昇任の申請をした教員（以下「当該教員」という。）が専門とする分野又は専攻等に関連のある者の中から、学長が副学長と協議し指名するものとする。

一部改正 [令和4年規程第4号]

(昇任審査委員会の構成)

第17条 昇任審査委員会の委員数は5人とし、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 当該教員が所属する学部（以下この項において「当該学部」という。）の長

(2) 当該教員が所属する学科（以下この項において「当該学科」という。）の長

(3) 当該学科の教授（昇任後の職位が准教授の場合は准教授を、昇任後の職位が講師の場合は准教授及び講師を含む。）の中から当該学部の長の推薦に基づき学長が指名する者 2人（ただし、学部長が学科長を兼務する場合は3人）

(4) 当該学部における当該学科以外の学科（国際社会学部の昇任審査における昇任審査委員会の委員の場合は、当該学部以外の学部）の教授（昇任後の職位が准教授の場合は准教授を、昇任後の職位が講師の場合は准教授及び講師を含む。）の中から当該学部の長の推薦に基づき学長が指名する者 1人

2 昇任審査委員会の委員が、前項により難しい場合は、学長が指名する者5人で構成する。

3 昇任審査委員会の委員長は、委員の互選により選出するものとする。

一部改正 [平成18年規程第13号、平成27年規程第78号、平成28年規程第29号、令和2年規程第57号、令和3年規程第77号、令和3年規程第86号]

(昇任審査委員会の運営)

第18条 昇任審査委員会は、委員長が招集し、その議長となるものとする。

2 昇任審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 昇任審査委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

(教育研究評議会での審議)

第19条 学長は、第16条第1項の規定に基づき、昇任審査委員会から審査結果の報告を受けたときは、当該報告を添付したうえで、教育研究評議会に当該教員の昇任について意見を求めるものとする。

2 教育研究評議会は、前項の求めを受けたときは、当該教員の昇任について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、当該教員に通知するものとする。

一部改正 [平成27年規程第62号]

(不服申立て)

第 20 条 前条第 3 項の通知を受けた当該教員は、学長に対し文書により不服申立てをすることができる。

2 前項に規定する不服申立ては、通知を受けた日から 2 週間以内に行ななければならない。

3 学長は、第 1 項の不服申立てを受理したときは、当該不服申し立ての当否について、申立てがあった日から 2 週間以内に決定し、当該教員に通知するものとする。

4 不服申立てを行った当該教員は、前項の決定に対し再度不服申立てを行うことはできない。

(学長の申出)

第 21 条 学長は、第 19 条の規定により教育研究評議会から報告を受けたときは、当該教員の昇任について決定し、理事長に申し出るものとする。

#### 第 4 章 補則

(補則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、教員の採用及び昇任に関し必要な事項は、教育研究評議会の意見を聴き、理事会の議を経て、理事長が定める。

一部改正 [平成 27 年規程第 62 号]

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 11 月 28 日規程第 13 号)

改正 平成 19 年 3 月 28 日規程第 5 号

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行前における助教授としての在職期間は、准教授としての在職期間とみなす。

附 則 (平成 25 年 9 月 9 日規程第 24 号)

この規程は、平成 25 年 9 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 6 日規程第 30 号)

この規程は、平成 25 年 12 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 11 日規程第 62 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 14 日規程第 29 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 11 月 27 日規程第 57 号)

この規程は、令和 2 年 11 月 27 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 26 日規程第 77 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 21 日規程第 86 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 6 日規程第 111 号)

この規程は、令和 3 年 12 月 6 日から施行する。

附 則（令和4年3月10日規程第4号）  
この規程は、令和4年3月10日から施行する。